

平成 25 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社タイヨー
代表者名 代表取締役社長 清川 和彦
(コード番号：9949 東証第二部 福証)
問合せ先 財務部長 村田 浩
(TEL 099-268-1211)

会 社 名 清和産興株式会社
代表者名 代表取締役社長 清川 和彦
問合せ先 株式会社M I Dストラクチャーズ
鈴木 健太郎
(TEL 03-5218-0080)

**清和産興株式会社による
株式会社タイヨーの株式交換による完全子会社化に関するお知らせ
(清和産興株式会社：簡易株式交換、株式会社タイヨー：略式株式交換)**

清和産興株式会社（以下「清和産興」といいます。）と株式会社タイヨー（以下「タイヨー」といいます。）は、平成 25 年 9 月 27 日、清和産興を完全親会社とし、タイヨーを完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行う旨の清和産興の取締役の決定及びタイヨーの取締役会の決議に基づき、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結しましたので、お知らせいたします。

なお、本株式交換は、平成 25 年 12 月 1 日を効力発生日として、清和産興においては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、タイヨーにおいては、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づく略式株式交換の手続により、両社とも株主総会の決議の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

また、本株式交換の効力発生に先立ち、タイヨーの普通株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部及び証券会員制法人福岡証券取引所（以下「福岡証券取引所」といいます。）において、平成 25 年 11 月 27 日付で上場廃止（最終売買日は平成 25 年 11 月 26 日）となる予定です。

1. 本株式交換による完全子会社化の目的

清和産興は、清和産興公表の平成 25 年 7 月 31 日付「株式会社タイヨーの普通株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」（以下「本公開買付けプレスリリース」といいます。）に記載のとおり、タイヨーの完全子会社化を目指して、平成 25 年 8 月 1 日から平成 25 年 9 月 11 日まで、タイヨーの発行済株式（但し、タイヨーが所有する自己株式は除きます。）の全てを対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施しました。その結果、本日現在、清和産興はタイヨーの株式 19,322,134 株（所有割合 98.77%（注））を保有しております。

（注）「所有割合」とは、タイヨーが平成 25 年 7 月 12 日に提出した第 51 期第 1 四半期報告書に記載された平成 25 年 5 月 31 日現在のタイヨーの発行済株式総数（27,818,895 株）から、タイヨーが平成 25 年 7 月 12 日に提出した平成 26 年 2 月期第 1 四半期決算短信〔日本基準〕（連結）に記載された平成 25 年 5 月 31 日現在のタイヨーが所有する自己株式数（8,256,384 株）を除いた数（19,562,511 株）に対して所有株式数が占める割合をいいます。なお、その計算においては小数点以下第三位を四捨五入しております。

本公開買付けプレスリリースに記載のとおり、清和産興は、タイヨーを清和産興の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、清和産興がタイヨーの発行済株式（但し、タイヨーが保有する自己

株式を除きます。)の全てを取得できなかったことから、清和産興及びタイヨーは、この度、本株式交換により、タイヨーを清和産興の完全子会社とすることといたしました。

清和産興によるタイヨーの完全子会社化の目的につきましては、本公開買付けプレスリリース及びタイヨー公表の平成 25 年 7 月 31 日付「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」でご説明しておりますが、具体的な内容は以下のとおりです。

タイヨーは、商号を太陽産業株式会社(昭和 49 年 11 月、現在の商号に変更)として昭和 39 年 1 月に設立され、有限会社清川商店よりスーパーマーケットの営業を承継し、鹿児島市中心部で生鮮食品を含む食料品全般及び日用雑貨の販売を開始しました。タイヨーは、吸収合併や株式取得等を行いながら、企業価値の向上及び事業拡大を図り、平成 5 年 7 月に福岡証券取引所に上場し、平成 6 年 7 月には株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)市場第二部(平成 25 年 7 月 16 日以降は東京証券取引所市場第二部に変更。以下同じとします。)に上場を果たしました。

タイヨーは、創業以来、「お客様には良質の商品を最も安い価格で提供する」という経営理念のもと、南九州に集中して出店するドミナント戦略(特定の地域に集中した店舗展開を行い、経営効率を高める一方、地域内でのシェアを拡大し、他小売業の優位に立つことを意図した出店戦略や出店計画をいいます。)によって、九州トップクラスの食品チェーンストアとしての地位を確立してまいりました(タイヨーは九州地方に本店所在地を置く食品スーパーを営む上場企業において、平成 24 年度の売上高が第 3 位に位置しております。)。タイヨーは、食料品を主に取り扱う「タイヨー」、食料品に加え、生活関連商品及び住宅関連商品まで幅広く取り扱う「サンキュー」、酒類を取り扱う「ベリーマッチ」など、その地域のニーズにきめ細かく対応すべく、最適な業態や商品構成などを徹底して検討し、地域の暮らしにフィットした店舗づくりを進め、平成 25 年 7 月現在、鹿児島県にて 75 店舗、宮崎県にて 16 店舗を展開するに至りました。また、タイヨーの本拠地である鹿児島県は、農畜産物及び水産物の生産額が全国トップレベル(農林水産省発表資料「平成 23 年農業総産出額及び生産農業所得(全国)」「平成 23 年漁業生産額」によれば、鹿児島県の農業産出額は全国第 3 位、漁業生産額は全国第 4 位です。)にあるため、タイヨーは、地の利を生かして、新鮮な商品を多数提供してまいりました。さらに、化学肥料・農薬を極力抑えた「優」ブランドによる作物、BSEの懸念のないオリジナルブランドである「薩摩健気黒牛」など、生産者と一体となった商品開発も積極的に行っており、鮮度の良い高付加価値商品の提供にも力を入れ、鹿児島を中心に、南九州の皆様のご支援により成長してまいりました。そして、タイヨーは、「鹿児島のタイヨー」として、鹿児島を元気にできる企業を自負してまいりました。

このように、タイヨーは、新鮮な商品を中心に南九州の人々の暮らしに密着したスーパーとして発展してまいりましたが、近年、南九州の流通業界におきましては、消費税率引き上げに対する消費者不安やTPP参加問題に加え、大型ショッピングセンター、コンビニエンスストア、ディスカウントストア及びドラッグストア(以下「ショッピングセンター等」といいます。)の進出拡大によって大手資本や県内外の異業種・異業態との企業間競争が激化しており、事業環境の急激な変化が続いております。

その一方で、鹿児島県及び鹿児島市の人口は減少傾向にあり、ショッピングセンター等の増加との相関関係により、ショッピングセンター等 1 店舗当たりの利用世帯数は減少傾向にあります。そして、この傾向は今後も続くものと予想されます。

このような南九州における小売企業間の競争の激化により、南九州における既存中小小売業の経営は著しく圧迫されており、かかる経営への圧迫・悪影響は、タイヨーに対しても例外ではなく、タイヨーにおいては特に、利益面が悪化傾向にあります。

このような状況の中、清和産興としては、タイヨーを含む南九州の既存小売業者が企業価値を維持・向上させるためには、ショッピングセンター等の出店攻勢に対抗するための対策を早急に講じることが

必要不可欠となっており、まさに待ったなしの状況にあると考えております。

そして、清和産興としては、このような状況のもと、タイヨーが競争優位性を引き続き維持し、将来にわたって安定的かつ持続的に企業価値を向上させていくためには、まず、①新規出店によって売上拡大を志向していた従来の経営方針を脱却し、既存の事業内容を前提とした強固な利益体質を確立するとともに、②大手資本のディスカウント戦略等に正面から対抗するのではなく、例えば、「地産地消」を取り入れた地元密着の強い企業として、南九州特有のライフスタイルやお客様のニーズに対応したサービスを柔軟かつ迅速に提供する等、大手資本には実現できないタイヨー独自の事業戦略を直ちに検討・確立し、かかる事業戦略を効率的かつ実効的に実施していくことが必要不可欠であると考えております。そして、既存の事業内容を前提とした強固な利益体質を確立しつつ、並行して、タイヨー独自の事業戦略を検討・確立・実行するためには、本公開買付け及び本株式交換からなる一連の取引（以下「本件取引」といいます。）を実行することを通じてタイヨーにおける迅速かつ柔軟な意思決定を可能にする機動的な組織体制・経営体制を直ちに構築しなければならず、タイヨーにおいて様々な施策を実施する体力が残されている今こそが、まさにその時期であると考えております。

具体的には、本件取引を実行することを通じて機動的な経営体制を構築することにより、①既存の事業内容を前提とした強固な利益体質の確立に向けては、(i)店長の公募制導入、本社のレイアウト変更等を通じて、タイヨーの役職員の一体感の醸成及び利益体質の確立に向けた抜本的な意識改革並びに社内体制の再編が可能となり、さらに(ii)赤字店舗の閉鎖、老朽店舗の改装、省エネ設備の導入、人員配置の合理化、並びに、遊休不動産及び賃貸不動産の売却等の抜本的なコストの合理化施策等が今までとは全く次元の異なるスピード感をもって推進できると考えております。他方、②タイヨー独自の事業戦略の検討・確立・実行に向けては、(iii)ネットスーパー事業等の時代に対応した新サービスの拡大、及び(iv)既存店舗について、高齢化社会に対応した店舗、小型化店舗等、新しいコンセプトや業態を導入することによる、お客様のニーズに応えた店舗改装の促進を、社会や地域のニーズを汲み取りつつ、迅速かつ柔軟に実施すること等が可能になるものと考えております。

また、②タイヨー独自の事業戦略を検討・確立・実行するためには、上記各種施策に加えて、一時的な収益の悪化や設備投資等の一時的なキャッシュアウトの増加等を伴う施策についても検討の上、必要に応じて実行していく必要があると考えております。かかる施策については、今後、本件取引により構築された機動的な経営体制のもと、現場の意見等を幅広く取り入れつつ、タイヨーの役職員が一丸となって迅速かつ柔軟に検討・確立・実行していく必要があると考えておりますが、清和産興といたしましては現時点で、例えば、各種生産施設の増強・合理化、変化する消費者のニーズに対応した高付加価値製品の開発、老朽化した製造設備の入れ替え、新規事業への投資等の施策について検討の可能性のあるものと考えております。もっとも、かかる施策を実行する場合には、短期的にはタイヨーの経営及び業績に大きな影響を与える可能性があることから、タイヨーが上場を維持したままこれらの施策を実行した場合には、タイヨー株主の皆様は株価の不安定化のリスクを負担させることになる可能性があると考えております。

他方、タイヨーは、平成5年7月に福岡証券取引所、平成6年7月に大阪証券取引所市場第二部に株式を上場し、エクイティ・ファイナンスによる資本市場からの資金調達、ブランド力の向上、知名度の向上による優れた人材の確保、取引先に対する社会的な信用力の向上等、様々なメリットを享受してまいりました。しかしながら、タイヨーには、通常の営業活動を行うために必要な資金が確保できている現在の財務状況等から、当面はエクイティ・ファイナンスの活用による大規模な資金調達の必要性は見込まれず、他方で、近年資本市場に対する規制強化により、株式の上場を維持するために必要なコスト（金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用や監査費用等）は増加してお

り、株式の上場を維持することの意義について再検討を迫られる状況にあると考えております。

以上のような状況を踏まえ、タイヨー及び清和産興の代表取締役社長を兼務する清川和彦氏は、タイヨーが今後も上場を維持することによるメリット・デメリットを勘案した結果、タイヨーが競争優位性を引き続き維持し、将来にわたって安定的かつ持続的に企業価値を向上させていくためには、今まさに、MBOの手法によりタイヨーの株式を非公開化し、所有と経営を一致させた上で、短期的な業績変動に左右されない機動的かつ柔軟な意思決定を可能とする経営体制を構築することが最善の手段であると考えてるに至りました。

2. 本株式交換の要旨

(1) 本株式交換の日程

取締役決定日（清和産興） 取締役会決議日（タイヨー）	平成 25 年 9 月 27 日
契約締結日（清和産興、タイヨー）	平成 25 年 9 月 27 日
整理銘柄指定日（タイヨー）	平成 25 年 9 月 27 日（予定）
上場廃止日（タイヨー）	平成 25 年 11 月 27 日（予定）
実施予定日（効力発生日）	平成 25 年 12 月 1 日（予定）

（注）清和産興においては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、タイヨーにおいては、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づく略式株式交換の手続により、両社とも株主総会の決議の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。なお、本株式交換の実施予定日（効力発生日）は、両社の合意により変更されることがあります。

(2) 本株式交換の方式

清和産興を株式交換完全親会社、タイヨーを株式交換完全子会社とする株式交換です。本株式交換は、平成 25 年 12 月 1 日を効力発生日として、清和産興においては、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、タイヨーにおいては、会社法第 784 条第 1 項の規定に基づく略式株式交換の手続により、両社とも株主総会の決議の承認を受けずに本株式交換を行う予定です。

本株式交換契約に基づき、清和産興は、本株式交換により清和産興がタイヨーの発行済株式（清和産興が保有するタイヨーの株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時におけるタイヨーの株主の皆様（清和産興を除きます。）に対し、その保有するタイヨーの普通株式に代わり、その保有するタイヨーの普通株式の合計数に 1,100 円を乗じて得た金額と同額の金銭を交付します。なお、タイヨーは、効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、本株式交換の効力発生日の直前時において有する全ての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。）を当該直前時において消却する予定です。

(3) 本株式交換に係る割当ての内容

タイヨーの普通株式 1 株につき、1,100 円の割合で金銭を交付する予定です。但し、清和産興が保有するタイヨーの普通株式については割当ては行いません。

(4) 本株式交換に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

タイヨーは新株予約権及び新株予約権付社債を発行しておらず、該当事項はございません。

3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

本株式交換の対価は、株式交換完全親会社である清和産興が非上場会社であり流動性の乏しい清和産興

株式を選択することが合理的ではなく、その他適切な市場性のある株式を対価として想定できず、また、本株式交換に先立って行われた本公開買付けに応募した株主との均衡も考慮し、金銭としています。

本株式交換に際してタイヨーの普通株式1株に代わり交付される金銭の額につきましては、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの公開買付価格の協議・交渉にあたり、清和産興及びタイヨーは、公開買付価格とあわせて協議・交渉を行いました。

また、本公開買付け後におきまして、タイヨーは、本公開買付けにかかる公開買付価格その他の諸条件、諸条件決定にあたり講じられた公正性担保措置及び利益相反回避措置、本公開買付けの結果及びタイヨーの普通株式の市場株価水準その他の諸要因、本株式交換のいずれの当事者からも独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー」といいます。）から取得した株式価値の算定結果、本公開買付けに応募したタイヨーの株主と応募しなかった株主との間の公平性の要請を踏まえ、上記「2.（3）本株式交換に係る割当ての内容」記載のとおり、本株式交換に際してタイヨーの普通株式1株に代わり交付される金銭の額を本公開買付けにかかる1株当たり公開買付価格（1,100円）と同額とすることが妥当であると判断し、清和産興との間で合意に至り、本日、本株式交換契約の承認にかかる清和産興の取締役の決定及びタイヨーの取締役会決議を得て、本株式交換契約を締結いたしました。

なお、タイヨーは、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから本株式交換の対価として交付する金銭の額の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

（2）算定に関する事項

本株式交換に際して交付される金銭についての検討にあたり、タイヨーは、本株式交換のいずれの当事者からも独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから、株式価値算定書を取得しております。なお、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、清和産興及びタイヨーの関連当事者にはいずれも該当せず、清和産興及びタイヨーとの間で重要な利害関係を有しません。

デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、東京証券取引所及び福岡証券取引所における客観的な市場株価が存在することからタイヨーの市場株価に基づいて株式価値を算定する方法である市場株価法を、またタイヨーからの財務予測が入手可能であることから将来の収益力に基づく株式価値を算定する方法であるディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）を採用しています。

上記各手法において分析されたタイヨーの普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 933円～1,097円
DCF法	: 863円～1,205円

市場株価法においては、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、算定基準日を平成25年9月26日として、タイヨーの普通株式の東京証券取引所市場第二部における、算定基準日の株価終値1,093円、並びに、算定基準日までの直近1か月間、3か月間及び6か月間のそれぞれの計算対象期間における株価終値単純平均値（1か月間1,097円、3か月間1,043円及び6か月間933円）を基に、タイヨーの普通株式の1株当たりの価値の範囲を、933円から1,097円と分析しております。なお、算定基準日である平成25年9月26日に東京証券取引所市場第二部における、タイヨーの普通株式の取引が成立しなかったため、タイヨーの普通株式の直近の取引成立日（平成25年9月24日）の終値を算定基準日の株価終値としております。

DCF法においては、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーは、タイヨーが作成した平成26年2月期から平成30年2月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を分析し、タイヨーの普通株式の1株当たりの価値の範囲を863円から1,205円までと分析しております。割引率は加重平均資本コストを採用しており、継続価値の

算定にあたっては、永久成長率法を採用して分析しております。

DCF法の算定の基礎としたタイヨーの財務予測は、直近の業績動向を踏まえて作成しており、以下のとおりです。DCF法に基づく株式価値算定の基礎とされたタイヨーに係る財務予測においては、営業収益は計画期間中減少基調になっている一方で、営業利益は平成26年2月期から平成27年2月期にかけて増加し、その後、平成30年2月期まで微増で推移すると予想しております。これは、主に不採算店舗の閉鎖、MD（マーチャндаイジング）戦略による在庫削減と補充の効率化、値下げや廃棄による商品ロスの削減、減価償却費の減少によるものです。具体的には、財務予測の初年度である平成26年2月期の営業収益1,297億円・営業利益20億円・EBITDA42億円が、財務予測の最終年度である平成30年2月期には営業収益1,255億円・営業利益32億円・EBITDA46億円になると予想しております。

なお、平成26年2月期から平成27年2月期にかけて大幅な増益が生じておりますが、これは、平成25年2月期に新規出店した3店舗の貢献及び在庫削減への取り組みによるものです。なお、清和産興が本件取引の実行により将来的に実現可能と考えている(i)店長の公募制導入、本社のレイアウト変更等、(ii)赤字店舗の閉鎖、老朽店舗の改装、省エネ設備の導入、人員配置の合理化、並びに、遊休不動産及び賃貸不動産の売却等の抜本的なコストの合理化施策等を今までとは全く次元の異なるスピード感をもって推進すること、(iii)ネットスーパー事業等の時代に対応した新サービスの拡大、(iv)既存店舗について、高齢化社会に対応した店舗、小型化店舗等、新しいコンセプトや業態を導入することによる、お客様のニーズに応えた店舗改装の促進を、社会や地域のニーズを汲み取りつつ、迅速かつ柔軟に実施すること等、及びその他、一時的な収益の悪化や設備投資等の一時的なキャッシュアウトの増加等を伴う諸施策については、収益に与える影響を現時点において具体的に見積もることは困難であるため、当該財務予測においては考慮されておられません。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日である平成25年12月1日をもって、タイヨーは清和産興の完全子会社となり、タイヨーの普通株式は東京証券取引所及び福岡証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て平成25年11月27日に上場廃止（最終売買日は平成25年11月26日）となる予定です。上場廃止後は、タイヨーの普通株式を東京証券取引所及び福岡証券取引所において取引することができなくなります。

本株式交換の目的は、上記「1. 本株式交換による完全子会社化の目的」に記載のとおりであり、本株式交換による完全子会社化は、タイヨーを巡る厳しい経営環境の変化に対応した諸施策を実行する場合には、短期的にはタイヨーの経営及び業績に大きな影響を与える可能性があり、タイヨー普通株式の上場を維持したままこれらの施策を実行すればタイヨー株主の皆様は株価の不安定化のリスクを負担させることになる可能性があるとの判断から、そのようなタイヨー株主の皆様のリスク負担の回避を目的とするものです。

上場廃止後は、タイヨーの普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、清和産興を除くタイヨーの株主の皆様（以下「少数株主」といいます。）に対しては、本株式交換契約に従い、上記「3. (1) 割当ての内容の根拠及び理由」に記載する額の金銭が保有株式数に応じて交付される予定であり、少数株主への影響につき適切に配慮させていただいているものと考えております。

なお、タイヨーの株主の皆様は、最終売買日である平成25年11月26日（予定）までは、東京証券取引所及び福岡証券取引所においてその保有するタイヨーの普通株式を取引することができます。

(4) 公正性を担保するための措置

本株式交換は、タイヨー株式19,322,134株（所有割合98.77%）を保有する清和産興との間で行われることから、本株式交換に際して交付する金銭の額の公正性を担保する必要があると判断し、公正性を担保するための措置として、以下の措置を実施しております。

① 株式価値算定書の取得

タイヨーは、本株式交換に際して交付される金銭の額に対する意思決定過程における公正性を担保するために、清和産興及びタイヨーから独立した第三者算定機関としてデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーを選定し、平成 25 年 9 月 26 日付で、タイヨーの普通株式に関する株式価値算定書を取得しました。株式価値算定書の概要は、上記「3. (2) 算定に関する事項」をご参照ください。

なお、タイヨーは、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザーから本株式交換の対価として交付する金銭の額の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

② 独立した法律事務所からの助言

タイヨーは、鳥飼総合法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、鳥飼総合法律事務所から、本株式交換に関する意思決定過程、意思決定方法その他の留意点に関する法的助言を受けております。なお、鳥飼総合法律事務所は、清和産興及びタイヨーとの間で重要な利害関係を有していません。

(5) 利益相反を回避するための措置

本株式交換は、タイヨー株式 19,322,134 株（所有割合 98.77%）を保有する清和産興との間で行われるものであり、利益相反構造が存在することから、タイヨーは、本株式交換に関し、利益相反を回避するための措置として以下の措置を実施しております。

① 支配株主と利害関係を有しない者による、本株式交換が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見

タイヨーは、平成 25 年 9 月 26 日、タイヨーの独立役員である社外監査役月待孝一氏から、本株式交換がタイヨーの少数株主にとって不利益なものでないとの意見を得ております。

なお、タイヨーは、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの賛同の可否を判断する前提として、利益相反回避措置として、清和産興及びタイヨーのいずれからも独立性を有する、若槻哲太郎氏（弁護士）、兼田康文氏（公認会計士・税理士）及び月待孝一氏（タイヨー社外監査役）を委員とする第三者委員会を設置し、第三者委員会は、本件取引につき検討し、その答申書において本株式交換についても、①目的が正当であり本件取引の実施がタイヨーの企業価値向上に資するものであり、②本件取引の手續の公正性は確保されており、③本件取引の条件の公正性が確保されていることなどから、本件取引のうち本株式交換によるスクイズアウトの実施が少数株主にとって不利益でないとの意見を述べております。

月待孝一氏は、上記第三者委員会における議論を踏まえ、答申書作成後に生じた本公開買付けの結果及びタイヨーの普通株式の市場株価の動向を確認したところ、第三者委員会の答申書の意見の正当性を裏付けるとの意見を表明しております。

② 利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

本日開催のタイヨーの取締役会では、清和産興の代表取締役を兼務している清川和彦氏を除くタイヨーの全ての取締役の全員一致で、本株式交換に関する決議を行いました。また、上記の取締役会には、タイヨーの全ての監査役が参加し、いずれも上記決議に異議がない旨の意見を述べております。

なお、清和産興の代表取締役を兼務している清川和彦氏は、本株式交換に関し利害が相反するため、タイヨーの取締役会における本株式交換に関する審議及び決議に参加しておらず、タイヨーの立場において本株式交換に関する清和産興との協議・交渉に参加していません。

4. 本株式交換の当事会社の概要

(清和産興は平成 25 年 7 月 31 日現在、タイヨーは平成 25 年 2 月 28 日現在)

		株式交換完全親会社	株式交換完全子会社
(1)	名称	清和産興株式会社	株式会社タイヨー
(2)	所在地	鹿児島県鹿児島市南栄三丁目 14 番地	鹿児島県鹿児島市南栄三丁目 14 番地

(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 清川 和彦	代表取締役社長 清川 和彦				
(4) 事業内容	有価証券の保有等	総合小売業、生鮮食品・一般食品・日用雑貨・衣料品・住関連商品・酒類等販売				
(5) 資本金	385 百万円	8,505 百万円				
(6) 設立年月日	昭和 63 年 9 月 21 日	昭和 39 年 1 月 9 日				
(7) 発行済株式数	112,850 株	27,818,895 株				
(8) 決算期	5 月 31 日	2 月末日				
(9) 従業員数	0 名 (単体)	1,447 名 (連結)				
(10) 主要取引先	—	ヤマエ久野株式会社、南九州酒販株式会社、株式会社日本アクセス				
(11) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行	株式会社鹿児島銀行、株式会社西日本シティ銀行、株式会社三井住友銀行				
(12) 大株主及び持株比率	清和産興株式会社 100.00%	清和産興株式会社 19.36% タイヨー共栄会 6.70% 財団法人清川秋夫育英奨学財団 3.59% 株式会社鹿児島銀行 3.47% 株式会社西日本シティ銀行 3.45% ヤマエ久野株式会社 2.58% 日本トラスティ・サービス 2.40% 信託銀行株式会社 (信託口 4) 株式会社三井住友銀行 2.20% 三菱UFJ 信託銀行株式会社 常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 株式会社宮崎銀行 1.53%				
(13) 当事会社間の関係						
資本関係	清和産興は、タイヨーの普通株式 19,322,134 株 (所有割合 98.77%) を所有しております。(平成 25 年 9 月 19 日現在)					
人的関係	清和産興の代表取締役社長である清川和彦氏は、タイヨーの代表取締役社長を兼務しております。					
取引関係	タイヨーは、清和産興との間に借入にかかる取引関係があります。(平成 25 年 9 月 27 日現在)					
関連当事者への該当状況	本公開買付けの結果、タイヨーは清和産興の子会社となり、関連当事者に該当します。(平成 25 年 9 月 19 日現在)					
(14) 最近 3 年間の経営成績及び財政状態						
決算期	清和産興 (単体) (完全親会社)			タイヨー (連結) (完全子会社)		
	平成 23 年 5 月期	平成 24 年 5 月期	平成 25 年 5 月期	平成 23 年 2 月期	平成 24 年 2 月期	平成 25 年 2 月期
純資産	38	2,221	2,256	47,353	48,035	48,376
総資産	99	3,007	3,007	95,615	94,861	95,787
1 株当たり純資産 (円)	1,658.59	22,706.78	23,059.48	2,349.47	2,383.82	2,472.72

売上高	-	64	53	127,614	130,863	128,547
営業利益	△4	46	50	2,364	2,875	2,142
経常利益	5	32	35	2,301	2,855	2,093
当期純利益	4	31	34	339	899	860
1株当たり当期純利益(円)	190.68	323.12	354.82	13.07	44.64	42.89
1株当たり配当金(円)	-	-	50.00	11.00	12.00	10.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

5. 本株式交換後の状況

	株式交換完全親会社
(1) 名称	清和産興株式会社
(2) 所在地	鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 清川 和彦
(4) 事業内容	有価証券の保有等
(5) 資本金	385百万円
(6) 決算期	5月31日
(7) 純資産	現時点では確定していません。
(8) 総資産	現時点では確定していません。

6. 会計処理の概要

本株式交換は、共通支配下の取引等に該当する見込みです。なお、本株式交換により発生するのれんまたは負ののれんの金額は現時点では未定です。

7. 今後の見通し

本株式交換によるタイヨーの業績への影響は現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には速やかに開示いたします。

なお、清和産興及びタイヨーの代表取締役社長を兼務する清川和彦氏は、本件取引の終了後も、原則として、継続してタイヨーの代表取締役社長としてタイヨーの経営にあたることを予定しております。また、清和産興は、原則として、本件取引の終了後にタイヨーの経営体制を変更することは予定しておらず、その詳細については、本件取引の終了後、タイヨーと協議しながら決定していく予定です。

8. 支配株主との取引等に関する事項

本株式交換は、タイヨーの親会社である清和産興との取引であるため、支配株主との重要な取引等に該当します。

タイヨーは、コーポレートガバナンス報告書において「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」を定めておりませんが、支配株主との取引等を行う際には、必要に応じて弁護士や第三者機関の助言を取得するなど、その取引内容及び条件の公正性を担保するための措置を講じるとともに、取締役会において慎重に審議の上決定することとし、少数株主の利害を害することのないよう適切に対応することとしております。

本株式交換を行うに際しても、以下の対応を行っております。

すなわち、タイヨーは、本株式交換に際して、上記「3.(4) 公正性を担保するための措置」及び「3.(5) 利益相反を回避するための措置」に記載のとおり措置を講じており、タイヨーの少数株主に不利益が生じないよう適切に対応しております。

また、タイヨーは、上記「3. (5). ①支配株主と利害関係を有しない者による、本株式交換が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見」に記載のとおり、本株式交換に先立って行われた本公開買付けの賛同の可否を判断する前提として、利益相反回避措置として、清和産興及びタイヨーのいずれからも独立性を有する、若槻哲太郎氏（弁護士）、兼田康文氏（公認会計士・税理士）及び月待孝一氏（タイヨー社外監査役）を委員とする第三者委員会を設置し、第三者委員会は、本件取引につき検討し、その答申書において本株式交換についても、①目的が正当であり本件取引の実施がタイヨーの企業価値向上に資するものであり、②本件取引の手續の公正性は確保されており、③本件取引の条件の公正性が確保されていることなどから、本件取引のうち本株式交換によるスクイズアウトの実施が少数株主にとって不利益でないとの意見を述べており、月待孝一氏は、当該第三者委員会における議論を踏まえ、答申書作成後に生じた本公開買付けの結果及びタイヨーの普通株式の市場株価の動向を確認したところ、第三者委員会の答申書の意見の正当性を裏付けるとの意見を9月26日に表明しております。

以 上

(参考) タイヨーの当期連結業績予想（平成25年9月27日公表分）及び前期連結実績

	営業収益	営業利益	経常利益	当期純利益
当期業績予想 (平成26年2月期)	129,755	2,065	2,049	827
前期実績 (平成25年2月期)	128,547	2,142	2,093	860